

平成 25 年 11 月 22 日

長崎県知事 中村 法道様

医療費助成など、ウイルス性肝炎患者の救済を求める要望書

すべての肝炎患者の救済を求める長崎の会
長崎肝友会(B型・C型肝炎患者団体)
代表 安部 都

貴職におかれましては、日ごろからウイルス性肝炎患者の救済に積極的にお力添えをいただき、深く感謝申し上げます。

さて、全国の肝炎患者が切望してきた「肝炎対策基本法」がH21年11月に成立し、翌年1月から施行されました。肝炎対策基本法はB型・C型肝炎のウイルス感染には「国の責めに帰すべき事由によりもたらされ--たものがある」と国の責任を明記し、すべての肝炎患者を救済することを国に義務づけています。

肝炎対策基本法は「地方公共団体は基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と、地方公共団体の責務を定め、「国及び地方公共団体は肝炎患者が必要に応じて適切な肝炎医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする」とのほか、肝炎予防、肝炎検査の促進、医療機関の整備、肝炎患者家族への相談支援などの肝炎対策に取り組むよう求めています。

肝炎患者の大半はインターフェロンの助成以外は何の救済もないまま放置され、高い医療費を負担しきれず、十分な肝炎治療を受けられない患者、遠方から専門病院に行く通院費に苦しむ患者が少なくなく、医療費、生活費の補助を切実に求めています。

去る、鳩山内閣の22年度予算では、インターフェロン治療費の自己負担軽減、肝硬変患者への障害者手帳交付などは盛り込んでいましたが、肝炎治療費そのものへの助成には踏み切っていません。「肝炎患者の経済的負担の軽減」策の要は、医療費の助成です。北海道、長野県、富山県、愛知県、新潟県では、肝炎患者の入院費や通院費への給付・助成を県単独事業で行っています。

貴殿におかれましては国に医療費・生活費支援策、薬害肝炎救済特措法に基づく救済枠の拡大などを求めるとともに、肝炎対策基本法に規定された地方公共団体の責務にもとづき、都道府県としても市町村などと連携し、肝炎治療費への助成などの肝炎患者救済策を積極的に講じてくださいますよう、以下の諸点をご要望いたします。

記

- 一、 北海道、長野県、富山県、愛知県、新潟県のウイルス性肝炎医療費給付制度のような、ウイルス性肝炎患者の特定疾患への指定、入院・通院などへの医療費給付制度を都道府県単独、もしくは市町村との連携で実施してください。
- 二、 肝炎検査・陽性患者の早期治療の促進、肝炎治療ネットワークの整備、肝炎患者・家族への相談支援、偏見差別解消のための啓発、感染原因解明・調査への協力などの肝炎対策を強化してください。
- 三、 肝炎対策の推進のため、以下の点を国に強く働きかけてください。
 - ① 薬害肝炎救済特措法の適用、訴訟に当たっては、投薬を証明した医師らの証人調べを必須条件にせず、状況証拠で薬害被害者と認定して広く救済すること。
 - ② インターフェロン治療以外の肝炎治療費そのものの助成策、生活支援策を講じること。
 - ③ 治療のために休職・休業せざるをえない患者への支援策を講じること
 - ④ 肝機能障害の障害者認定の基準を適正化し、肝硬変患者を広く障害者認定し、特段の支援策を行う。
 - ⑤ ウイルス検査の未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を把握し、早期検査・早期治療につなげる施策を講じること。